

令和4年2月25日招集

第2回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第2回狹山市農業委員会総会

令和4年2月25日(金曜日) 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番	

(本日の欠席委員 1名) 14番 増田 茂

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田 善 徳	清水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻となりましたので、これより第2回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、
・資料1 総会議案書
・資料2 議案図面資料
席上に配付しました
・資料3 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況
・資料4 農地あっせん台帳
宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。
それでは、これより第2回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。
最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第2回狭山市農業委員会総会を開催します。
なお、議席番号14番 増田茂委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号12番 吉田委員と13番 渡邊委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
第2回総会の概要について、事務局の説明を求めます。

事務局 農地法3条の申請が水富地区で1件、5条の申請が入曽地区で1件、堀兼地区で2件、奥富地区で3件、柏原地区で2件、水富地区で1件です。生産緑地の主たる従事者証明が入曽地区で1件、農用地利用集積計画が入曽地区で4件、堀兼地区で3件、奥富地区で1件、柏原地区で2件となっております。

議 長 次に、農地利用の最適化に係る活動について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴い農地利用最適化推進委員の出席を求めないということで、農業委員

だけの招集となっております。

活動の状況につきましては、推進委員から活動記録簿の提出を受けているものについて、報告いたします。

入間川地区の甲田委員から、遊休農地のパトロールをし、状況確認をしたところ、寒い時期なので雑草も伸びておらず良好だったとの報告を受けております。

入曽地区の清水委員からは、北入曽地区の農地巡回と利用権設定申出者宅の訪問を行ったとの報告がありました。

堀兼地区の小澤推進委員から、堀上、堀中、堀下、中新田地区の農地巡回を行ったとの報告を受けています。

奥富地区の片岡委員からは、地域巡回と水田を活用したジャガイモ栽培指導、ネギの栽培、収穫、管理の指導を行ったとの報告がありました。

水富地区の高橋委員から、農地の見回りと管理状況の確認を行ったとの報告がありました。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第1号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。

利用権設定については今回10件、地目は田が3, 685㎡、畑が61, 157㎡、所有権移転はありません。

詳細につきましては、総会議案書の2ページをご覧ください。

1件目、渡し人は南入曽にお住いの方、受け人も南入曽にお住いの方です。所在地は大字北入曽字上之原1178番1、外23筆、地目はすべて畑、面積は合計27, 062㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権の設定です。受け人は平成30年7月24日に認定農業者となっております。

2件目、渡し人は南入曽にお住いの方、受け人も南入曽にお住いの方です。所在地は大字南入曽字中原743番3、外2筆、地目は畑、面積は合計2, 263㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権の設定です。

3件目、渡し人は南入曽にお住いの方、受け人も南入曽にお住いの方です。所在地は大字南入曽字町屋道766番、外2筆、地目は畑、面積は合計3, 284㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権の設定です。

4件目、渡し人は水野にお住いの方で、受け人は北入曽にお住まいの方です。所在地は大字水野字逃水25番1、外3筆、地目は畑、合計面積は11, 420㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。受け人は平成27年10月17日に認定農業者となっております。

5件目、渡し人は千葉県千葉市にお住いの方、受け人は堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字富士見台2175番1、外1筆、地目は畑、面積は合計2, 885㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。受け人は令和元年12月

3日に認定農業者となっています。

6件目、渡し人は加佐志にお住いの方、受け人は堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字西平野1629番1、外1筆、地目は畑、合計面積は4,688㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。受け人は平成28年9月25日に認定農業者となっています。

7件目、渡し人は川越にお住いの方で、受け人は青柳にお住まいの方です。所在地は大字堀兼字平野134番1、外5筆、地目は畑、合計面積は6,975㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。受け人は平成28年12月28日に認定農業者となっています。

8件目、渡し人は上奥富にお住いの方、受け人も上奥富にお住まいの方です。所在地は大字上奥富字神明698番、地目は田、面積は3,685㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。受け人は平成29年2月20日に認定農業者となっています。

9件目、渡し人は柏原にお住いの方、受け人は日高市にお住いの方です。所在地は柏原字下双木1297番、地目は畑、面積は合計1,580㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。受け人は日高市で令和3年10月1日に認定農業者となっています。

10件目、渡し人は狭山市狭山にお住いの方、受け人はいるま野農業協同組合です。所在地は柏原字上ノ原497番1の一部、地目は畑、面積は1,000㎡、権利の種類は2年間の賃貸借権設定です。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字西原1297番1、外2筆、地目は畑、合計面積は6,599㎡です。現在の利用状況は耕起中、許可後は野菜全般の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市広瀬に居住する農業者で、譲渡人は譲受人の妻であり、各筆の半分を譲受人に贈与して所有権を移転するものです。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字北流145番5、外1筆、地目は畑、合計面積は300.6㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は東京都江戸川区に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条12項、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原633番1、地目は畑、面積は2,912㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は東京都港区で建設機械製造販売を行っている法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字新田前939番1、地目は畑、面積は441㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は入間市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条1項、第34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員

議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字上川原1250番1、外1筆、地目は畑、合計面積は413.65㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5及び6番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号3整理番号5及び6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字亀井2189番9、外1筆、地目は畑、合計面積は302㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者はさいたま市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5及び6の朗読)

理由書5及び6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順委員 議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字丸山2064番9、外1筆、地目は畑、合計面積は1,681㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

- ・インフラの整備が進んでいる　いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある　いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は芝生になっています。事業計画者は狭山市でゴルフ場事業を行っている法人です。転用目的は敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適
- ・周辺農地への影響は　なし
- ・代替性は　適
- ・目的実現性は　適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長　説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号3整理番号8について審査結果を報告します。
委員　申請地は狭山市柏原字城ノ越2326番11、地目は畑、面積は614㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある　いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある　はい
- ・インフラの整備が進んでいる　はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある　いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は診療所敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号3整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字西原1250番2、地目は畑、面積は708㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者はふじみ野市で鉄筋加工を行っている法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年2月11日の父の死亡により、相続人が狭山市大字北入曾字御狩場848番5、外4筆について、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を申し出たものです。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、12件53筆、うち田が1筆、3,273㎡、畑が52筆、46,894㎡、合計面積50,167㎡、相続による届出です。整理番号6番の3筆、9番の4筆、10番について、あっせんの希望が出ています。

農地法第4条の規定による届出は、2件3筆、田が459㎡、畑が700㎡、合計面積1,159㎡、転用目的は住宅敷地です。

農地法第5条の規定による届出は、10件10筆、田が1,875㎡、畑が3,120.58㎡、合計面積4,995.58㎡、転用目的は住宅敷地が8件、事務所敷地が1件、駐車場敷地が1件です。

次に、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明します。柏原字宮原2284番1、地目は畑、7,521㎡について、双方合意による賃貸借の解約が令和4年1月14日に成立し、同日、土地の引き渡しが行われたことから、農地法第18条第6項の規定により通知があったものです。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は1件1筆、農業用施設に係る届出は1件1筆です。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑等ありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和4年第2回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。